

令和 7 年 3 月 25 日

「令和 6 年度包括外部監査結果報告書」の概要

熊本県包括外部監査人

本吉 幸雄

テーマ：道路事業に関する事務の執行及び管理について

第 1 包括外部監査の概要（本文 1 ページ～ 3 ページ）

1. 特定の事件の選定理由

道路事業は、生活や経済活動に大きな影響があり、とりわけ本県では大手半導体メーカーの工場建設などに伴う渋滞の解消など県民の関心の高い分野と考えられる。また過去において、道路事業をテーマとした包括外部監査が行われていないことから、道路事業に関する事務の執行及び管理について、関係法令に照らし適正に執行され、管理運営が適切に行われているかどうか検討するとともに、改めて経済性・効率性・有効性の観点から監査を行うことは有用であると判断し、令和 6 年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

加えて 2 年前の包括外部監査において、固定資産台帳の整備状況を確認した経緯があり、今回の監査対象となる道路事業の中で増加したインフラ資産などを中心に、その後の固定資産台帳についても確認できるよい機会でもあると判断した。

2. 監査の視点

- ①規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性
- ②工事評価の適切性
- ③工事請負、委託などの契約の適切性
- ④公有財産の管理の適切性
- ⑤その他

3. 主な監査手続

- ①道路事業に係る資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、関連する法令などへの合規性、事務手続の適切性、誤謬防止のチェック機能が構築されているかについて検証した。
- ②実績報告書などの閲覧及び担当者への質問を実施し、工事評価を検証した。

③関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施し、効果測定の有無及びそのフィードバックについての適切性を検証した。

4. 外部監査の実施期間

令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

実地調査期間：令和6年9月3日から令和6年11月12日まで

第2 監査対象の概要（本文4ページ～23ページ）

1. 道路法における「道路」の概要

（1）「道路」の定義

（用語の定義）

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

一 道路上の柵又は駒止め

二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの

三 道路標識、道路元標又は里程標

四 道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。）

五 自動運行補助施設（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法により道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に掲げる自動運行装置を備えている自動車の自動的な運行を補助するための施設その他これに類するものをいう。以下同じ。）で道路上に又は道路の路面下に第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

六 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場

七 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

八 特定車両停留施設（旅客の乗降又は貨物の積卸しによる道路における交通の混雑を緩和することを目的として、専ら道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車その他の国土交通省令で定める車両（以下「特定車両」という。）を同時に二両以上停留させる施設で道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるものをいう。以下同じ。）

九 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第一項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝

十 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの

- 3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車をいう。
- 4 この法律において「駐車」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。
- 5 この法律において「車両」とは、道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。

（出所：道路法）

（２）「道路」の種類

（道路の種類）

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 高速自動車国道
- 二 一般国道
- 三 都道府県道
- 四 市町村道

（出所：道路法）

（３）「道路」の種類ごとの概要

道路の種類		定 義	道路管理者	費用負担
高速自動車国道		全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡する道路その他国の利害に特に重大な関係を有する道路 【高速自動車国道法第4条】	国土交通大臣	高速道路会社 （国、都道府県（政令市））
一般国道	直轄国道 （指定区間）	高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路 【道路法第5条】	国土交通大臣	国 都道府県（政令市）
	補助国道 （指定区間外）		都府県（政令市）	国 都府県（政令市）
都道府県道		地方的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路 【道路法第7条】	都道府県（政令市）	都道府県（政令市）
市町村道		市町村の区域内に存する道路 【道路法第8条】	市町村	市町村

※高速道路機構及び高速道路株式会社が事業主体となる高速自動車国道については、料金収入により建設・管理等がなされる
 ※高速自動車国道の（ ）書きについては新直轄方式により整備する区間
 ※補助国道、都道府県道、主要地方道及び市町村道について、国は必要がある場合に道路管理者に補助することができる

（出所：国土交通省道路局「道路行政の簡単解説」）

(4)「道路管理者」とは

第三章 道路の管理

第一節 道路管理者

(国道の新設又は改築)

第十二条 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

(国道の維持、修繕その他の管理)

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業(以下「災害復旧」という。)その他の管理は、政令で指定する区間(以下「指定区間」という。)内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を当該部分の存する都道府県又は指定市が行うこととすることができる。

3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

4 第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う場合において、その行おうとする国道の修繕又は災害復旧に関する工事が都道府県の区域の境界に係るときは、関係都道府県は、あらかじめ修繕又は災害復旧に関する工事の設計及び実施計画について協議しなければならない。

5 第七条第五項及び第六項前段の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

6 前項において準用する第七条第五項及び第六項前段の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定による協議が成立したものとみなす。

第十四条 削除

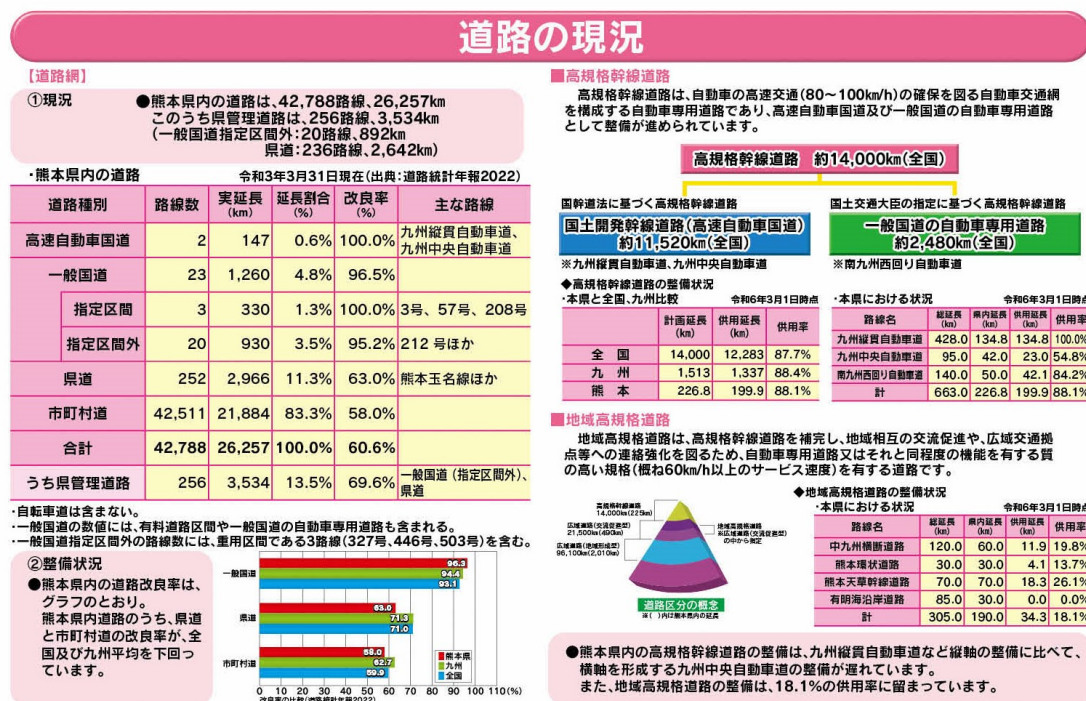
(都道府県道の管理)

第十五条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

(出所：道路法)

2. 熊本県の道路事情の概要

(1) 熊本県の道路の状況



(出所:熊本県土木部道路都市局道路整備課 くまもとの道 2024)

(2) 熊本県道路の整備に関するプログラム

熊本県は、計画的・効率的に道路の整備や維持管理等に取り組むため、「熊本県道路の整備に関するプログラム」を策定している。以下が、策定の趣旨、計画の概要、計画の位置付けである。

(策定の趣旨)

道路は、人の移動や物資の輸送に不可欠な基本的な社会資本であり、社会・経済の発展や国民生活の向上に大きな役割を果たしている。また、都市の骨格を形成するほか、防災空間の提供や各種公共公益的施設の収容空間になるなど、公共空間としても重要な役割を果たしている。

これら、県民の日々の暮らしや産業を支える道路の機能を最大限発揮するためには、計画的かつ効率的な整備とともに維持管理・更新が必要である。

そのため、県政の基本方針となる「新しいくまもと創造に向けた基本方針」及び「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」や広域的な道路交通の今後の方向性を定めた「熊本県新広域道路交通計画」などの上位計画及び道路の整備等に関する県の各種計画に基づき、「熊本県の道路の整備に関するプログラム(以下、プログラム)」を策定し、計

画的・効率的に道路の整備や維持管理等に取り組むこととする。

なお、本プログラムは社会情勢等の変化を踏まえ、適宜見直し及び更新することとする。

(計画の概要)

計画期間 2018 年度～2027 年度の 10 年間

※道路財源特例法の改正により、道路整備に関する財政上の特別措置の継続期間とする

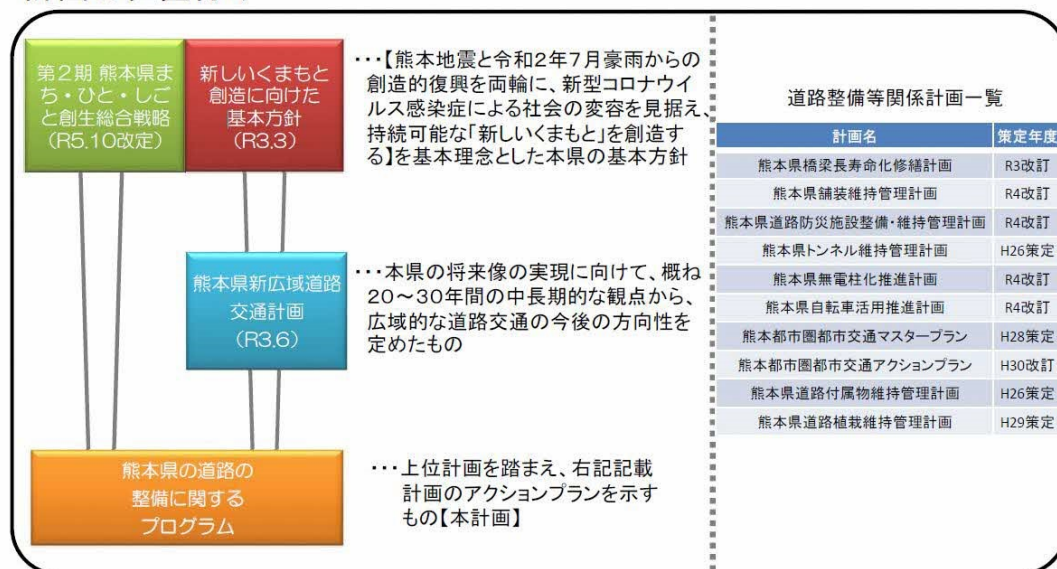
計画期間における投資必要額 概ね 7,000 億円

※概算金額であり、社会情勢等により変動することがあります。

※国直轄事業及び熊本市の事業を除く

(計画の位置付け)

計画の位置付け



(3) 道路整備の基本方針（熊本県道路の整備に関するプログラム）

熊本県の将来像を実現するため、道路の整備においては、次の6つの施策を取組方針としている。

- ①広域連携促進のための広域道路ネットワークの構築
- ②安全・安心な社会の実現するための道づくり
- ③持続可能な経済活動を実現する交通ネットワークの構築
- ④県内全域で取り組む道路の強靱化

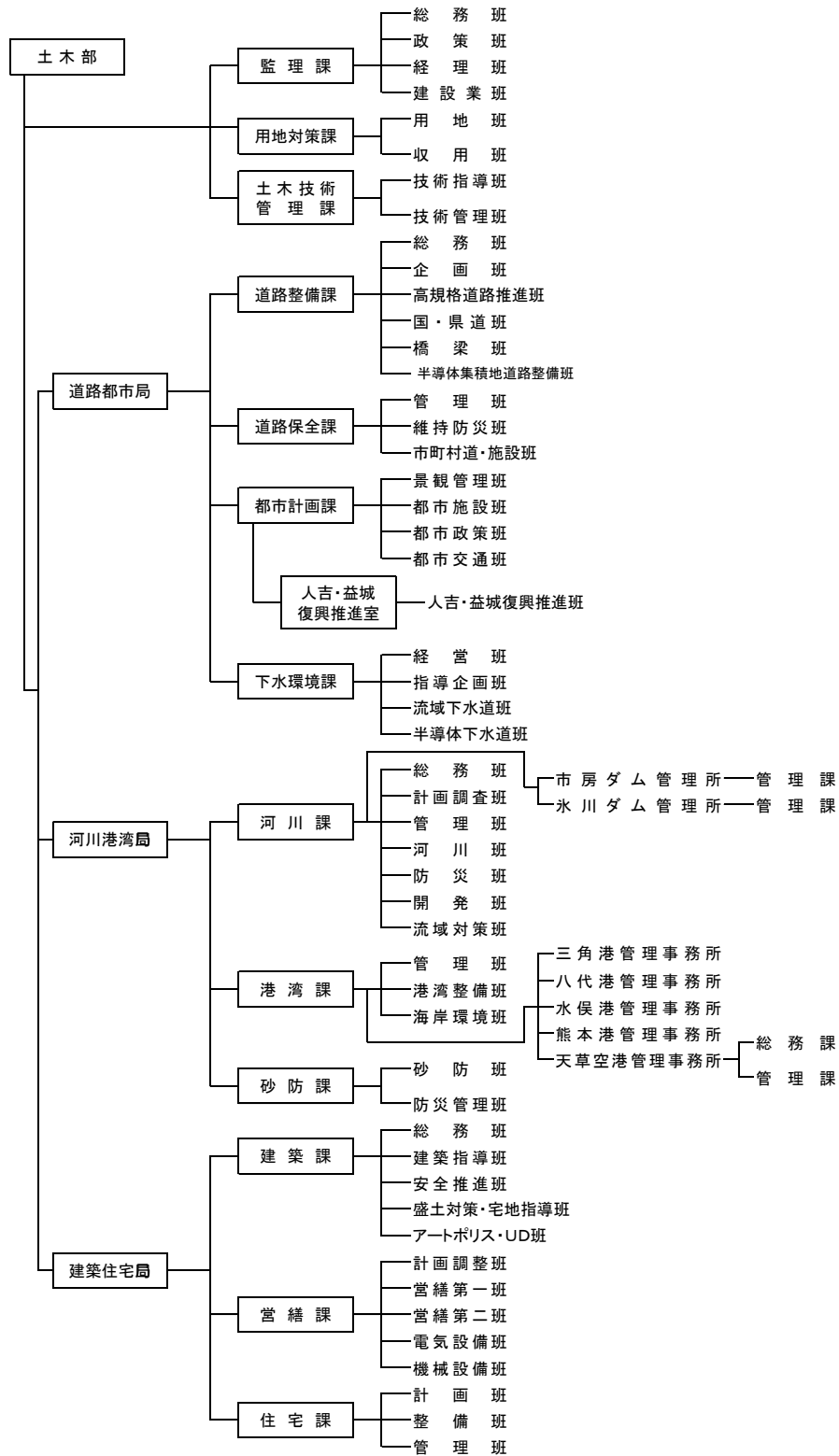
- | |
|--|
| ⑤地域資源を活かした交流機能の強化
⑥半導体関連産業の集積促進に向けた社会資本整備 |
|--|

3. 熊本県の道路事業の組織と業務内容

(1) 熊本県の道路事業の組織

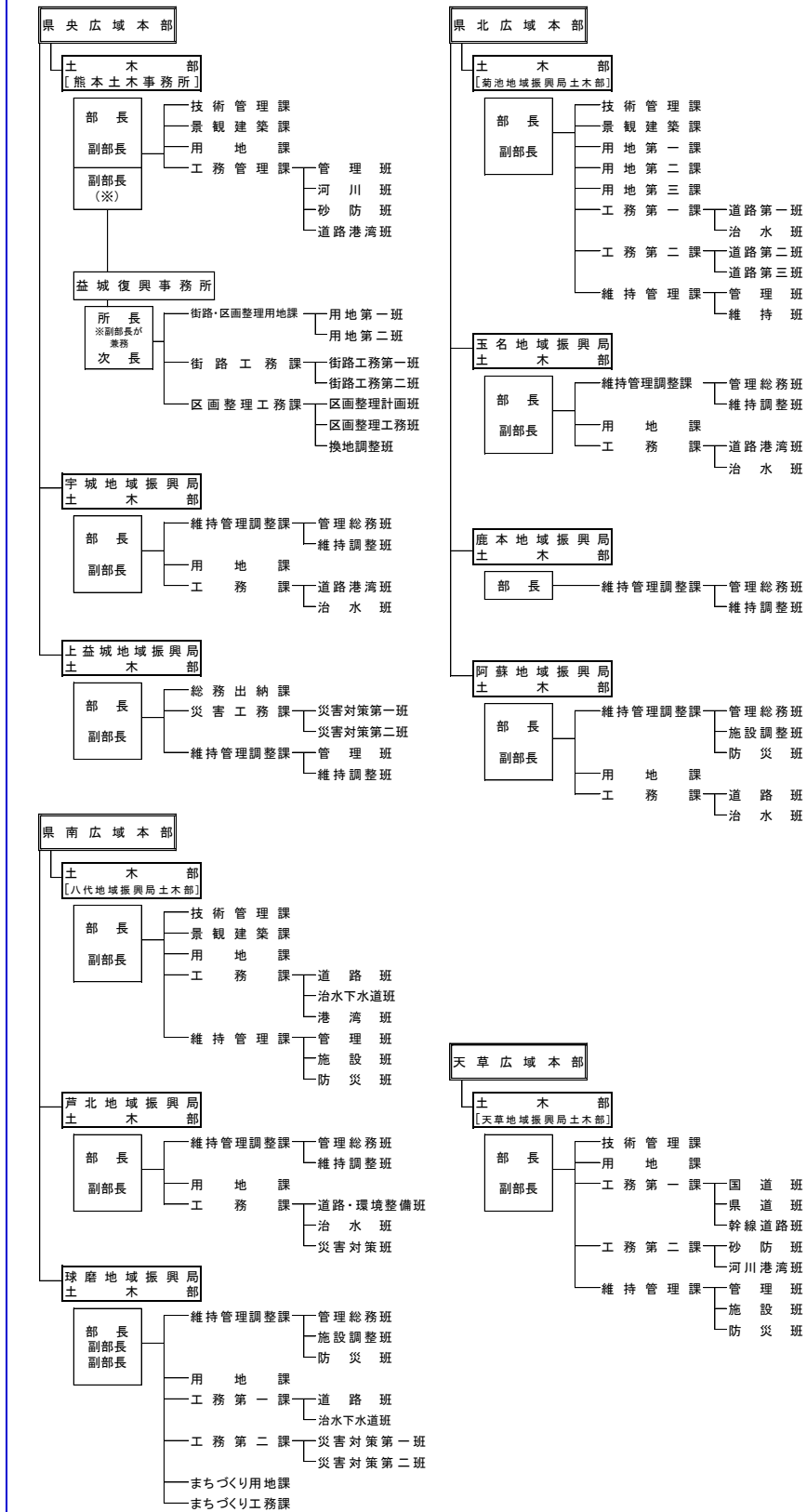
熊本県土木部における道路事業は、以下の道路都市局内の道路整備課、道路保全課、都市計画課を中心に、各広域本部及び地域振興局土木部にて実施されている。

土木部関係組織図（令和6年4月1日現在）



（出所：熊本県作成）

広域本部関係組織図（令和6年4月1日現在）



(出所：熊本県作成)

（２）各課の業務内容

道路整備課、道路保全課、都市計画課の業務内容は以下のとおりである。また、熊本県の道路事業に関する出捐団体として「熊本県道路公社」があるが、５．熊本県道路公社の概要にて後述する。

令和６年度課の業務内容

（令和６年４月１６日現在）

局名	課名	課の業務内容
道路都市局	道路整備課	- 道路に係る施策の企画、総合調整及び推進に関すること。 - 高規格道路に関すること。 - 道路公社に関すること。 - 道路の建設に関すること（道路の新設及び改良並びに橋梁の修繕に関することに限る。ただし、交通安全施設の整備に関するものを除く。）。
	道路保全課	- 道路の管理に関すること。 - 道路整備特別措置法に関すること。 - 軌道に関すること。 - 道路運送法に関すること。 - 道路の美化に関すること。 - 国有財産に関すること（道路法の道路敷及び法定外公共物の里道に限る。）。 - 道路の維持に関すること。 - 道路の建設に関すること（道路整備課の分掌事務に係るものを除く。）。 - 市町村道に関すること。 - 道路の環境整備に関すること。
	都市計画課	- 都市計画に関すること。 - 都市交通に関すること。 - 街路事業に関すること。 - 土地区画整理事業に関すること。 - 都市公園に関すること。 - 景観に関すること。 - 人吉・益城復興推進に関すること。

（出所：熊本県作成）

4. 熊本県土木部の決算額（歳出）

（１）熊本県土木部の決算額の推移

令和元年度から令和５年度における課ごとの決算額（一般会計）の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

		R1	R2	R3	R4	R5
土木部計		114,772,580	125,570,981	138,397,859	134,727,418	138,219,871
内 訳	監理課	979,303	952,026	936,939	981,129	927,586
	用地対策課	83,492	83,069	80,036	86,047	85,224
	土木技術管理課	199,118	182,905	239,064	272,025	302,408
	道路整備課	29,811,859	34,333,422	34,611,375	30,695,717	29,548,225
	道路保全課	17,807,851	19,213,143	23,487,778	18,916,359	18,750,576
	都市計画課	8,270,978	7,925,566	8,722,067	8,018,497	7,699,454
	下水環境課	910,051	909,098	1,000,880	797,686	1,268,416
	河川課	33,841,170	40,753,656	46,270,886	49,056,096	53,774,272
	港湾課	8,453,353	7,610,774	8,209,299	8,907,898	9,860,993
	砂防課	11,726,666	10,609,427	11,615,583	14,008,124	12,937,684
	建築課	543,290	491,976	443,693	446,326	451,795
	営繕課	485,382	553,077	834,690	630,978	800,260
	住宅課	1,660,056	1,952,830	1,945,558	1,910,527	1,812,967

※千円未満切捨てのため、土木部計と内訳の合計は一致しない。

（出所：熊本県作成）

(2) 熊本県土木部の費目別決算額

令和元年度から令和5年度における費目（款・項）ごとの決算額（一般会計）の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

款 ・ 項		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
総務費		37,442	96,761	56,081	32,850	31,254
	総務管理費	37,442	96,761	56,081	32,850	31,254
衛生費		206,209	194,947	138,914	116,929	113,316
	環境衛生費	206,209	194,947	138,914	116,929	113,316
農林水産業費		250,956	170,493	243,601	133,701	197,439
	農地費	101,674	133,371	236,887	106,521	189,811
	水産業費	149,282	37,122	6,713	27,180	7,628
土木費		97,626,496	100,546,494	112,211,962	108,786,569	109,405,612
	土木管理費	2,273,234	2,185,305	2,502,476	2,406,384	2,561,151
	道路橋りょう費	47,343,471	52,191,081	57,052,160	48,996,837	47,671,562
	河川海岸費	30,447,238	30,067,530	35,411,316	39,760,031	40,284,610
	港湾費	7,589,803	6,145,658	6,458,831	7,568,897	8,870,343
	都市計画費	8,337,938	8,004,089	8,841,620	8,143,893	8,204,979
	住宅費	1,634,812	1,952,830	1,945,558	1,910,527	1,812,967
災害復旧費		15,172,576	23,124,860	24,481,106	24,063,897	26,808,514
	農林水産業災害復旧費		22,872	104,149		
	土木災害復旧費	15,172,576	23,101,988	24,376,957	24,063,897	26,808,514
公債費		305,572	305,572	305,572	305,572	305,572
	公債費	305,572	305,572	305,572	305,572	305,572
諸支出金		1,173,318	1,131,842	960,612	1,287,891	1,358,153
	繰出金	1,173,318	1,131,842	960,612	1,287,891	1,358,153
	土木部計	114,772,580	125,570,981	138,397,859	134,727,418	138,219,871

※千円未満切捨てのため、土木部計と費目の合計は一致しない。

（出所：熊本県作成）

5. 熊本県道路公社の概要

(1) 熊本天草幹線道路の概要

①熊本天草幹線道路とは

熊本県天草広域本部 HP によると、熊本天草幹線道路は、天草市の旧本渡市と熊本市南区近見町とを結ぶ全長約 70km の幹線道路であり、平成 6 年 12 月に地域高規格道路として計画路線の指定を受け、県内の高速交通ネットワークの横軸として、また、天草地域と熊本都市圏を 90 分で結ぶ 90 分構想の達成に向け、国及び県で整備に取り組んでいる道路である。

②熊本天草幹線道路の目的

- ・ 90 分構想の実現
地域間交流・連携強化、地域の産業や観光振興
- ・ 渋滞の緩和
定時性の確保と交通安全性の向上
- ・ 代替路の確保
緊急輸送道路機能の充実

③熊本天草幹線道路の進捗状況



(出所：国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所 HP)

(2) 熊本県道路公社及び事業の概要

①熊本県道路公社の概要（令和 6 年 3 月末現在）

令和 5 事業年度 熊本県道路公社事業報告書によると以下のとおりである。

設立年月日	平成 4 年 5 月 28 日
設立目的	熊本県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道

	路の整備を促進して、交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。
設立根拠法・ 準拠法等	・ 地方道路公社法 ・ 道路整備特別措置法
出資状況	熊本県 1,505 百万円（100%）
所在地	熊本市南区城南町舞原字東 194 番地
事業概要	・ 有料道路事業 松島有料道路の通行料金徴収及び維持管理業務 ・ 受託事業 松島有料道路に接続する松島有明道路、三角大矢野道路及び本渡道路の維持管理業務
役員数	理事 4 名、監事 1 名
職員数	6 名
組織図	<pre> graph TD A["理事長 〔熊本県建設技術センター兼務〕"] --- B["監 事 〔公認会計士〕"] A --> C["副理事長 〔県土木部道路都市局長〕"] C --> D["理 事 〔県土木部政策審議監〕"] C --> E["理 事 〔県土木部道路都市局道路整備課長〕"] D --> F["事務局長 〔熊本県建設技術センター兼務〕"] E --> F F --> G["総務課長"] F --> H["有料道路課長"] F --> I["松島道路管理事務所長 (有料道路課長兼務)"] G --> J["課長補佐"] J --> K["課 員 1"] H --> L["課 員 1 (所員 1 兼務)"] I --> M["所 員 1"] </pre>

②松島有料道路事業の概要

令和 5 事業年度 熊本県道路公社事業報告書及び熊本県道路公社 HP のよると以下のとおりである。

一般国道 324 号は、熊本都市圏と天草市を結ぶ重要な幹線道路の一環をなしており、熊

本・天草両圏域並びに沿線地域にとって重要な路線である。

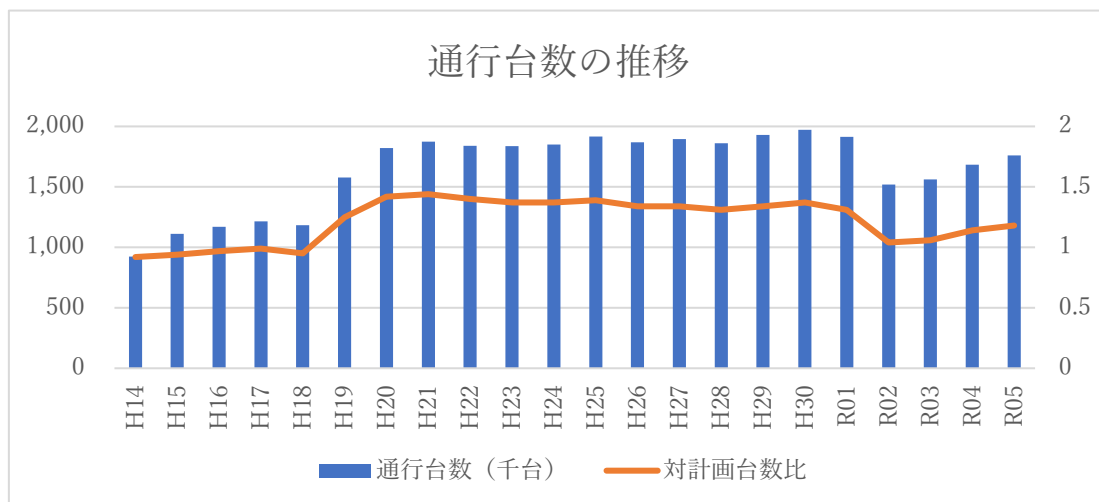
なかでも、松島有料道路は、県土の均衡ある発展と天草地域の活性化を図るための 90 分構想を推進するものであり、この路線を地域高規格道路「熊本天草幹線道路」と位置づけ整備を行い、平成 14 年 5 月 17 日に供用を開始している。

本道路の整備により、交通混雑の解消や時間・距離の短縮と併せて、天草地域の振興にも寄与している。

また、本道路に接続する松島有明道路（上津浦 I C～米ノ山 I C の無料区間 10 km）についても平成 19 年 9 月 8 日に供用を開始している。

③通行台数の推移

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
通行台数 (千台)	923	1,112	1,171	1,215	1,183	1,577	1,822	1,874
対計画台数比	0.92	0.94	0.97	0.99	0.95	1.25	1.42	1.44
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
通行台数 (千台)	1,839	1,836	1,851	1,916	1,869	1,894	1,862	1,930
対計画台数比	1.4	1.37	1.37	1.39	1.34	1.34	1.31	1.34
年度	H30	R01	R02	R03	R04	R05		
通行台数 (千台)	1,973	1,915	1,519	1,561	1,684	1,760		
対計画台数比	1.37	1.31	1.04	1.06	1.14	1.18		



④決算推移

【損益計算書】

単位：百万円

科目	R2/3 期	R3/3 期	R4/3 期	R5/3 期	R6/3 期
業務収入	347	275	282	303	315
道路料金収入	347	275	282	303	315
受託業務収入	40	41	44	44	51
業務外収入	—	—	—	62	47
収入の部合計	388	317	326	409	414
一般管理費	37	36	27	25	31
役職員諸給与等	18	16	14	20	19
業務管理費	154	99	179	286	199
受託業務費	40	41	44	44	51
業務外費用	—	—	—	—	—
減価償却費	5	6	6	8	51
諸引当損	150	132	68	45	80
道路事業損失補填引当損	34	27	28	30	31
償還準備金繰入額	111	104	39	11	46
費用の部合計	388	317	326	409	414

【貸借対照表】

単位：百万円

科目	R2/3 期	R3/3 期	R4/3 期	R5/3 期	R6/3 期
流動資産	557	643	713	697	788
現金及び預金	545	630	696	451	768
未収入金	12	12	17	245	20
固定資産	4,267	4,262	4,267	4,543	4,499
事業用資産（道路）	4,212	4,212	4,212	4,300	4,300
有形固定資産	55	50	54	243	198
無形固定資産	—	—	—	—	—
資産の部合計	4,825	4,906	4,981	5,241	5,288
流動負債	91	44	40	40	56
未払金	73	39	40	40	54
短期借入金	17	4	—	—	—
固定負債	13	10	21	238	192
長期借入金	4	—	—	—	—
退職手当引当金	9	10	10	6	6
その他固定負債	—	—	10	232	185
特別法上の引当金等	3,206	3,338	3,406	3,447	3,526
道路事業損失補填引当金	552	579	607	638	669
償還準備金	2,654	2,759	2,798	2,809	2,856
負債の部合計	3,311	3,392	3,467	3,727	3,774
出資金	1,505	1,505	1,505	1,505	1,505
準備金	8	8	8	8	8
正味財産合計	1,513	1,513	1,513	1,513	1,513
負債及び正味財産合計	4,825	4,906	4,981	5,241	5,288

（３）平成 14 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項に対する措置状況

熊本県道路公社は、平成 14 年度の包括外部監査における「公社及び財政援助団体に対する監査」の対象となっている。

そのため、本年度の包括外部監査において、『平成 14 年度 包括外部監査結果報告書 公社及び財政援助団体に対する監査 第 2 章 熊本県道路公社 第 2 監査結果』に記載された指摘事項に対する措置状況について確認を実施した。

指摘事項の内容及び措置状況の確認結果

No.	表題	指摘事項の内容	措置状況の 確認結果
1	熊本県道路公社会計規程について	熊本県道路公社会計規程は、地方道路公社法及び地方道路公社法施行規則に基づいて、平成4年5月に制定されたが、昭和63年10月に出された建設省道路局路政課長通達「地方道路公社法施行規則の一部を改正する省令の施行について」に一部沿っていないことが判明した。 その改正する省令の概要は次のとおりである。 ① 会計処理基準の標準化 ● 資産の部は、従前の「事業資産」及び「事業資産建設仮勘定」の区分を廃して「固定資産」の区分に含めて計算するものとし、従前の「繰延勘定」を「繰延資産」に改めるものとする。 …（中略）… 以上の改正を必要とするうち、資産の部の「繰延勘定」に関する規程が未改正であった。 なお、地方道路公社法施行規則の最終改正（監査時）は平成12年11月の令第41号となっており、これらを参考のうえ、早期に当該公社の会計規程及び会計規程取扱細則を見直すべきである。	本年度の監査において、『熊本県道路公社会計規程』を閲覧した結果、「繰延勘定」が「繰延資産」に改められていることを確認した。

2	財務諸表への「重要な会計方針」の注記について	財務諸表に「重要な会計方針」を記載すべきである。熊本県道路公社の財務諸表には、損益計算書及び貸借対照表の作成に当たって採用した「重要な会計方針」（「引当金の計上基準」「固定資産の減価償却の方法」など）の記載がない。「重要な会計方針」は財務諸表の内容を正しく理解するために必要なものであり、財務諸表への注記を検討されたい。	本年度の監査において、『令和5事業年度 財務諸表』を閲覧した結果、「4 重要な会計方針等について」として、「(1) 固定資産の減価償却方法」、「(2) 引当金等の計上基準」及び「(3) その他の財務諸表作成のための重要な事項」が注記されていることを確認した。
---	------------------------	--	---

第3 監査の結果及び意見の集約（本文 24 ページ～129 ページ）

I. 監査の結果及び意見の総括

監査の結果及び意見の監査要点ごとの分類は次のとおりである。指摘事項が 32 項目、意見が 25 項目、合計 57 項目である。なお 1 つの指摘事項ないし意見で複数の項目にまたがるものがあるため、下記「II. 監査の結果及び意見の概要」の指摘事項・意見の件数とは一致しない。

項 目	指摘事項	意 見
① 規則やマニュアルの整備、運用状況の適切性	6	10
② 工事評価の適切性	0	1
③ 工事請負、委託などの契約の適切性	6	11
④ 公有財産の管理の適切性	19	1
⑤ その他	1	2
合計	32	25

II. 監査の結果及び意見の概要

各担当課に関する監査の結果、以下 52 件（指摘事項 31 件、意見 21 件）の事項について記載している。担当課ごとに結果を記載する。

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
IV. 監査の結果及び意見の各論（令和 5 年度の事業別支出について）					
1. 担当課：道路整備課					
1	76	委託者が自らの理由により契約変更を行う場合について 10 社の指名競争入札の結果、落札した業者と令和 5 年 3 月 15 日に契約を締結した後、年度を跨いで僅か 4 か月以内に、契約金額が 2 倍程度に増額される契約の変更が行われている。土木設計業務等設計変更ガイドラインでは、委託者が自らの理由により変更を行う場合の具体例として、3 つを挙げているが、当該契約の変更は契約から僅か 4 か月以内に行われていることから地元調整や関係団体との協議などとは考えられず、「その他、委託者の指示により原契約に無い新たな業務を行う場合」によって契約の変更が行われたものと推測さ		○	34

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
		れる。原契約の時点において当該契約の変更はある程度予測できたものであり、原契約の入札条件に可能な限り、取付道路についても盛り込むべきであったのではないかと考える。以下のようなことを検討することが考えられる。 ①入札時点で入手可能な情報に基づいて合理的な予定価格を算出する。取付道路の測量区間などが正確に算出できていなくても、入札時点で知りえる情報を盛り込むことで、少なくとも現状よりは予定価格と最終事業費との乖離を抑えることができる。 ②年度内の入札・契約を諦め、詳細な情報が確定してから入札を行う。			
2	78	県外事業者を下請負人として再委託する場合の対応について 1次下請けである県内事業者から再下請負がなされており、2次下請け事業者は県外事業者となっていた。また、1次下請けである県内事業者への下請金額のほとんどが、県外事業者である再下請負人への発注となっていた。「(別記様式6) 元請・下請関係内容表(元請負者が記載)」の「(2) 下請業者の選定について、※県外企業を下請業者に選定した場合の、選定理由」の箇所については、再下請負人を含まず、下請業者までの記載となっていることには問題があると考え。下請負・再下請負問わず、当該事業の重要な工事を県外企業に再委託する場合には、その理由を把握し、また、それらの要因を分析することで、県内事業者に足りない技術は何か、必要な重機は何かなどの情報を得ることができ、県内事業者を支援するための施策(研修会など)にも生かせるのではないかと考える。		○	42
3	96	休日(現場閉所)取得計画実績表の記載誤りにつ	○		46

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
		いて 工事完成時において、「４週８休」が達成されているか否かを判断する根拠資料「休日（現場閉所）取得計画実績表」が適切に作成されていない。今後、発注する工事について、「４週８休」を達成した根拠資料である「休日（現場閉所）取得計画実績表」を確認するにあたり、対象期間の日数が適切にカウントされていることについて、確認の徹底を行う必要がある。特に、夏季休暇３日間及び年末年始６日間は、「４週８休」の算定にあたり、算定期間の分母である対象期間、分子である現場閉所累計日数に含めず算定することになっているため、適切に算定から除外されているかを確認する必要がある。			
4	99	休日（現場閉所）取得計画実績表の記載誤りについて 工事完成時において、「４週８休」が達成されているか否かを判断する根拠資料「休日（現場閉所）取得計画実績表」が適切に作成されていない。今後、発注する工事について、「４週８休」を達成した根拠資料である「休日（現場閉所）取得計画実績表」を確認するにあたり、対象期間の日数が適切にカウントされていることについて、確認の徹底を行う必要がある。特に、夏季休暇３日間及び年末年始６日間は、「４週８休」の算定にあたり、算定期間の分母である対象期間、分子である現場閉所累計日数に含めず算定することになっているため、適切に算定から除外されているかを確認する必要がある。	○		48
5	104	県外事業者を下請負人として再委託する場合の対応について		○	50

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
		1次下請けである県内事業者から再下請負がなされており、2次下請け事業者は県外事業者となっていた。また、1次下請けである県内事業者への下請金額の殆どが、県外事業者である再下請負人への発注となっていた。「(別記様式6) 元請・下請関係内容表(元請負者が記載)」の「(2) 下請業者の選定について、※県外企業を下請業者に選定した場合の、選定理由」の箇所については、再下請負人を含まず、下請業者までの記載となっていることには問題があると考え。下請負・再下請負問わず、当該事業の重要な工事を県外企業に再委託する場合には、その理由を把握し、また、それらの要因を分析することで、県内事業者に足りない技術は何か、必要な重機は何かなどの情報を得ることができ、県内事業者を支援するための施策(研修会など)にも生かせるのではないかと考える。			
6	109	県外事業者を下請負人として再委託する場合の対応について 1次下請けである県内事業者から再下請負がなされており、2次下請け事業者は県外事業者となっていた。また、1次下請けである県内事業者への下請金額の殆どが、県外事業者である再下請負人への発注となっていた。「(別記様式6) 元請・下請関係内容表(元請負者が記載)」の「(2) 下請業者の選定について、※県外企業を下請業者に選定した場合の、選定理由」の箇所については、再下請負人を含まず、下請業者までの記載となっていることには問題があると考え。下請負・再下請負問わず、当該事業の重要な工事を県外企業に再委託する場合には、その理由を把握し、また、それらの要因を分析することで、県内事業者に足りない技術は何か、必要な重機は何かなどの情報		○	54

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
		を得ることができ、県内事業者を支援するための施策（研修会など）にも生かせるのではないかと考える。			
7	130	休日（現場閉所）取得計画実績表の工事着手日と作業完了日について 当該工事に関し、休日（現場閉所）取得実績表を確認したところ、令和4年10月27日を工事着手日（工事開始日）として、ここを起点に対象期間や現場閉所計が含まれていたが、この日を含め10日程連続して閉所日となっており工事開始に疑念が生じた。確認したところ現場事務所の設置が令和4年11月9日からであり、工事着手日は同日と考えられる。また、実施竣工日である令和5年7月31日が作業完了日として休日（現場閉所）取得実績表に記載されていたが、工程表で確認したところ現場の作業完了日は令和5年7月19日であり、それ以降も閉所日として計上されていた。週休2日（現場閉所型）工事においては、「休日（現場閉所）取得計画実績表」を、週休2日（交替制）工事においては、「休日取得状況表」を、毎月、監督員が確認することを徹底し、併せて、週休2日（現場閉所型）工事における、「休日（現場閉所）取得計画実績表」については、週休2日の対象期間を明確にするため、記入例に示されているとおり、「工事着手日」と「作業完了日」の記入の確認を改めて徹底することが考えられる。	○		58
8	134	電子成果品への確認 契約金額の変更の際に受注者から提出された、休日（現場閉所）取得実績表に誤りがあり、修正していたが、工事完成後の検査時に改めて紙面で提出された休日（現場閉所）取得実績表も修正前のものであった。そのため検査時に提出される電子	○		60

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
		成果品内のデータも確認したところ、データ自体も修正前のものであった。修正があった箇所については、検査時においても適正に反映されているか否か、確認すべきであったといえる。			
2. 担当課：道路保全課					
9	3	変更契約について 年間維持業務委託は、契約金額が大幅に増加しても原則として工事期間中に変更契約書は作成されず、終了時に変更契約書が作成されるのみである。一定の基準を設けて（例えば、当初契約金額より30%以上増減した場合、または当初契約金額が30,000 千円以上増減した場合など）、必要な場合には適時に変更契約書を作成することが望ましい。		○	62
10	9-①	随意契約について 随意契約とするほどの緊急性があるかどうか、より慎重な検討が必要であったと思われる。随意契約はあくまで例外であり、原則は一般競争入札であることに鑑み、随意契約を行うにあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号の規定に照らし、問題がないか十分に検討してから行うことが望まれる。		○	63
11	9-②	随意契約における見積期間について 随意契約については見積期間についての定めが存在しないが、見積書依頼日から締切日まで4日間しか確保されておらず、十分ではない。随意契約の場合にも一定の期間を確保するよう、極力努めることが望まれる。		○	64
12	10	経費内訳書について 経費内訳書を精査すると、実際には道路パトロー		○	66

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
		ル費が大幅に増加しているわけではなく、本来、落石、崩土除去等の項目で集計すべきものを道路パトロール費で集計していることによる。落石、崩土除去等の作業に要した費用については、本来計上すべき項目に適切に計上することが望ましい。			
13	13	設計金額の算定について 当初設計金額算定時に坑外灯支柱、照明分電盤の塗装色（ダークブラウン）は判明していたと思われるが、設計金額に反映されていない。設計金額算定時には、該当する項目を漏れなく計上する必要がある。	○		68
14	15	DX 推進における費用対効果の測定について 工事（設備投資）を行う場合には、投資額とそれによって得られる便益を比較検討することが望まれるが、行われていない。当該工事が災害発生前から防災情報を県民・事業者浸透させる取り組みにどれほど貢献するか、職員の業務がどれほど効率化されるかなどの観点から投資額に見合う便益が得られるか比較検討することが望まれる。また、その際には、測定の困難さの解消や、担当者の安全確保などに対する効果も含めて検討することが期待される。		○	69
15	28	設計段階における関係団体との協議について 交通量が多い道路で、橋の部分について歩道が整備されていないため計画された工事である。発注準備段階で地元や警察との協議を実施していればここまで大きく金額が変動することはなかったと考えられる。発注準備段階で事前に関係各所との協議を十分に実施し、当初設計に現場状況を反映させる必要があると考えられる。		○	72

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
16	31	一般競争入札参加資格について 2社入札しているため、一般競争入札の成立要件は満たしているが、同種の工事に同じ会社が参加しており、競争原理が十分に働いているか疑問である。一般競争入札参加資格において、営業所の所在地は「球磨地域振興局内に主たる事業所を有すること」とされていることが、入札参加者を2社に留める原因の一つと考えられる。地域要件を緩和して入札参加企業の増加を図ることが望ましい。		○	73
17	35	照査項目一覧表のダブルチェックのルールについて 照査項目一覧表は、担当者のチェックと上席者である課長がチェックを実施するルールとなっているが、当日課長が不在だったため、ダブルチェックの課長のサインが漏れている。土木部長の承認があれば決裁可能のため、契約変更は実施可能であるが、課長が不在の場合に、照査項目一覧表のチェックを行う取扱いが示されていない。ダブルチェックを適正に機能させるため、課長（担当者）が不在の場合の取扱いを示し、徹底することが望ましい。		○	75
18	37	2次下請け以下の下請け業者選定理由の確認について 今回の総合評価の規程においては、一次下請けに地元企業を使用すると加点されるが、二次下請け以降に関する規制はないため、ルールには準拠している。しかしながら、入札時の加点を稼ぐために本来不要な下請け業者を介在させている疑念がある。不当に入札の点数を高めるような外観を有する下請業者の使い方については、その防止の観		○	76

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
		点から一定の制約を課すことが望ましいと考えられる。具体的な対応としては、なぜ下請け業者が必要なのか、なぜ県外の特定の下請け業者でなければならないのか、合理的な理由があることを確認するなどが考えられる。			
19	43	相入札業者への下請けについて 同じ入札に参加した会社(いわゆる「相指名業者」)を下請けとして使用すること自体は、特段法規制をされていないものの、これを自由に認めてしまうと、入札前に下請負をさせることを約束して、特定の業者が受注するなど、業者間における不正行為が生じる可能性を排除できず、適切な競争が生まれない可能性がある。相指名業者の下請負は望ましくはないが、やむを得ない事情や合理的な理由がある場合はこれを認める取扱いとすることも考えられる。このため、他自治体の制度を研究することで、適切な競争環境の整備に繋がると考える。		○	78
20	48	インフラ維持・修繕に関する契約方法の見直しについて 現在のように、地域を細分化して指名競争入札により業者を募集する方法を継続した場合、応札業者が不足し不調に終わる、もしくは、応札業者が極端に少なく実質的に競争が働かないといった事態が生じることが今後予想され、これまでどおりの契約方法では道路の維持修繕が行き届かなくなる可能性がある。また、1つの地域振興局内で複数の契約を結ぶ必要があることから、契約事務の手続がその分増えることになっており、手続に係る手間とコストがかさんでいる。1契約により業者に任せる担当地域を広くすることで、契約金額を大きくし、競争が働きやすくとともに、契		○	80

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
		約事務の手間を減らすことができる。県全体を1つにまとめるのが難しいとしても、例えば地域振興局ごとにまとめて発注することも考えられる。 いずれの場合においても、担当地域が広くなりすぎて、即応性が落ちないように、以下のような条件を付すことが考えられる。 ①契約相手先は、契約担当区域内で営業区域の重ならない、複数の業者によるJV（共同企業体）、もしくは事業組合とする。 ②JV内の各事業者の担当区域に偏りがないようにし、県下全域の道路につき、一定の時間内に対応が取れる体制をとるとともに、負担が特定の企業に集中しないようにする。 ③JVの主幹事社を定め、県からの指揮命令及び工事完了後の報告は当該主幹事社がまとめて受けるようにする。 ④緊急時の対応については県の指揮命令を受けた主幹事社から、JV内の業者で要対応個所に近い業者から順に連絡を取り、対応を依頼する。また、災害などにより担当区域の業者だけでは緊急対応が取れない場合は、県の指示に基づき他地域からの応援ができるようにする。 ⑤緊急でない保守業務に関しても、JV内の業者間で業務の繁閑などを考慮したうえで、②に反しない範囲で担当区域を越えて分担・調整することを認める。			
3. 担当課：都市計画課					
21	137-①	4週8休工事達成条件の確認について 「4週8休」の達成状況の確認方法としては、業者から提出された現場事務所の休業日数をもとに判断しているが、当該報告内容の適切性について県が確認する仕組みとなっていない。したがって、誤って休業日数が多く報告された場合、条件達成・		○	85

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
		未達の判断に影響が及ぶ可能性がある。「4週8休」の達成状況の報告を担保するため、監督員は、熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領に基づき、受注者に施工計画書提出時の休日（現場閉所）取得計画実績表の提出と、毎月の休日（現場閉所）取得計画実績表の提出を行わせ、休日の実施状況を確認することを徹底するとともに、報告に疑義がある場合は、必要に応じて、現場の稼働状況をヒアリングなどにて確認し、是正を勧告するといった対策が考えられる。なお、同様の事例は、今回監査対象とした複数の工事で確認されたため、土木部全体で同様の対策を講じることが望まれる。			
22	137-②	個人情報の取り扱いについて 健康保険法では、本来の目的以外で被保険者記号・番号を求めることは禁じられている。県の提出書類チェックリストでは、雇用関係を示す書類として健康保険証を提出する場合は、当該箇所をマスキングすることを求めているものの、実際にはマスキングせずに提出があり、これを取得している。そのほか、「契約者と職員の雇用関係を確認する」という主旨には関係のない、職員の住所などについても把握できる状態で取得している事例があった。公的証明書の写しなどを取得する場合には、不要な情報が残っていないか、法律上取得が制限されているものではないかを確認したうえで、不要な情報が残った状態で提出された書類については適切に削除をしたうえで取得、保管すべきである。なお今回監査対象とした他の複数の工事においても、同様の事例が確認されたため、土木部全体としてルールの周知徹底を図ることが必要である。	○		87
23	141	休日（現場閉所）取得計画実績表の記載誤りにつ	○		89

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
		いて 作業日（※空欄）とすべきところ、／とされており、記載が全体的に間違っている。加えて、対象期間も、現場閉所日の集計も誤っており、現場閉所率が変わってくる。記載内容にせよ、集計日数にせよ、契約金額に影響ある重要な部分であるため、県担当者の確認において見落としがないよう注意する必要がある。			
V. 監査の結果及び意見の各論（令和4年度の固定資産台帳について）					
1. 担当課：道路整備課					
24	固 8	固定資産として計上すべきではない工事支出について 工事内容を確認したところ、橋梁の、主に鉄骨部分に施工されている塗装が劣化しているものにつき、塗替を行ったものであり、「固定資産台帳整備要領」別表4に掲げられている「その原状を回復するために要したと認められる部分の金額」になるものと考えられる。したがって、資産台帳に登録すべき物件ではない。固定資産計上時には、資本的支出の定義と修繕費の定義に基づき区分を行い、資本的支出の要件を満たさない支出については固定資産として登録しないように留意することが必要である。	○		90
25	固 11	固定資産として計上すべきではない工事支出について 工事内容を確認したところ、仮設橋の撤去費用であり、「固定資産台帳整備要領」別表4に掲げられている「その原状を回復するために要したと認められる部分の金額」になるものと考えられる。したがって、資産台帳に登録すべき物件ではない。固定資産計上時には、資本的支出の定義と修繕費	○		91

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
		の定義に基づき区分を行い、資本的支出の要件を満たさない支出については固定資産として登録しないように留意することが必要である。			
26	固 12	計上された固定資産の適切な分類と耐用年数の設定について 工事内容を確認したところ、照明灯及び信号を設置するための照明柱の設置工事であり、当該支出は「道路」ではない。固定資産計上時には、「道路」に関する事業に関する資産の取得であっても、その内容に即して適切に耐用年数を選択する必要がある。今回対象となった道路に設置する鉄柱については、耐用年数分類表において、適切な分類がないため、上記の例を参考とし新たに「道路用のもの」といった中分類を作成し、今後その分類を利用することも考えられる。	○		92
27	固 16	固定資産として計上すべきではない工事支出について 工事内容を確認したところ、照明灯設備基礎部のアンカーボルトを新しいものに交換する作業であり、「固定資産台帳整備要領」別表 4 に掲げられている「その原状を回復するために要したと認められる部分の金額」になるものと考えられる。したがって、資産台帳に登録すべき物件ではない。固定資産計上時には、資本的支出の定義と修繕費の定義に基づき区分を行い、資本的支出の要件を満たさない支出については固定資産として登録しないように留意することが必要である。	○		93
28	固 19	固定資産として計上すべきではない工事支出について 支出内容は、土地の取得前の段階における調査費用であることから、資産性がなく、固定資産とし	○		95

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
		て登録すべきものではない。固定資産計上時には、資本的支出の定義と修繕費の定義に基づき区分を行い、資本的支出の要件を満たさない支出については固定資産として登録しないように留意することが必要である。			
29	固 20	計上された固定資産の適切な分類と耐用年数の設定について 工事内容を確認したところ、道路案内板の設置であり、当該支出は「道路」ではない。固定資産計上時には、「道路」に関する事業に関する資産の取得であっても、その内容に即して適切に耐用年数を選択する必要がある。今回対象となった案内板については、耐用年数分類表において、適切な分類がないため、上記の例を参考に新たに「道路用案内板・標識」といった中分類を作成し、今後その分類を利用することも考えられる。	○		96
2. 担当課：道路保全課					
30	固 2	固定資産の計上について（塗装工事 アスファルト） 当該工事は、道の駅きくすいの塗装工事（アスファルト）である。固定資産計上時には、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。 資産登録時に耐用年数表のどの区分を使用したかを明記していけば、過去の取り扱いが明確になり、統一的な運用が可能になると思われる。	○		97
31	固 3	固定資産の計上について（照明灯工事） 当該工事は、道の駅きくすいの照明灯工事（ソーラー照明灯 9 基）である。固定資産計上時には、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。	○		98

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
		資産登録時に耐用年数表のどの区分を使用したかを明記していけば、過去の取り扱いが明確になり、統一的な運用が可能になると思われる。			
32	固 4	所有資産の区分及び耐用年数の設定について 当該工事は、県道 16 号線にかかる舗装工事であるが、国道などと同様の所有外資産に区分されている。また、耐用年数について、当該工事のみであれば道路本体の工事ではなく舗装工事であるため、アスファルト敷の耐用年数 10 年を適用すべきである。固定資産計上時には、県所有の県道に係るものであれば自己所有資産として区分し、耐用年数の判断に当たっては、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。	○		99
33	固 5	資産計上の妥当性について 路肩部分の経年劣化により、ガードレールを部分的に取り換え、路肩部分を修繕している。数百メートルに渡って設置されているガードレールに対して、工事箇所は 20m 程度であり、部分的な原状回復工事と判断できるが、新たな資産の取得として道路の耐用年数 50 年が適用されている。修繕費として処理することが妥当と考えられるが、新規に資産を取得したとして処理するのであれば、除却の処理を実施する必要がある。この場合、具体的には、すでに固定資産台帳に計上されている資産について、総延長距離などの合理的な基準により除却部分に相当する金額を算出して費用化するとともに、固定資産台帳の金額、数量を減少させる処理が必要である。	○		100
34	固 6	所有資産の区分について 当該工事は、国道 218 号線の区画線の塗装工事で	○		101

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
		ある。所有関係区分は自己資産に区分されている。固定資産計上時には、国道に係るものであれば、県に所有権がないため、所有外資産として区分する必要がある。			
35	固 7	所有資産の区分及び耐用年数の設定について 当該工事は、県道 16 号線にかかる歩道部分の植栽工事であるが、国道などと同様の所有外資産に区分されている。固定資産計上時には、県所有の県道に係るものであれば自己所有資産として区分し、耐用年数の判断に当たっては、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。	○		102
36	固 10	固定資産の計上について（防災トイレ新築） 当該工事は、道の駅きくすいの建築工事一式である。正しくは、インフラ資産／建物 便所の耐用年数 24 年を適用すべきである。固定資産計上時には、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。資産登録時に耐用年数表のどの区分を使用したかを明記していけば、過去の取り扱いが明確になり、統一的な運用が可能になると思われる。	○		103
37	固 13	固定資産の計上について（防災トイレ機械設備工事） 当該工事は、道の駅きくすいの防災トイレ給排水設備工事一式である。正しくは、インフラ資産／建物附属設備 給排水設備の耐用年数 15 年を適用すべきである。固定資産計上時には、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。また、固定資産台帳整備要領では、「建物附属設備は建物本体とは耐用年数が異なるため、可能な限り建物本体と附属	○		104

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
		設備を分けて固定資産台帳に計上する」とされていることから、建物と建物附属設備（給排水設備）を区分して計上することが必要である。資産登録時に耐用年数表のどの区分を使用したかを明記していけば、過去の取り扱いが明確になり、統一的な運用が可能になると思われる。			
38	固 14	固定資産の計上について（防災トイレ電気設備工事） 当該工事は、道の駅きくすいの防災トイレ電気設備工事一式である。正しくは、インフラ資産／建物附属設備 電気設備の耐用年数 15 年を適用すべきである。固定資産計上時には、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。また、固定資産台帳整備要領では、「建物附属設備は建物本体とは耐用年数が異なるため、可能な限り建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に計上する」とされていることから、建物と建物附属設備（電気設備）を区分して計上することが必要である。資産登録時に耐用年数表のどの区分を使用したかを明記していけば、過去の取り扱いが明確になり、統一的な運用が可能になると思われる。	○		105
39	固 21	固定資産の計上について（木製防護工事） 当該工事は道の駅敷地内の防護柵を設置する工事である。正しくは、インフラ資産／工作物 合成樹脂造のもの（前掲以外）の耐用年数 10 年を適用すべきである。固定資産計上時には、実施された工事の内容を踏まえ、耐用年数表より適切な耐用年数を選択する必要がある。	○		106
VI. 監査の結果及び意見の各論（令和 5 年度の道路占用手続きについて）					
1. 担当課：道路保全課					
40	国- 1	道路占用許可申請漏れについて（県所有物件）		○	107

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
		「維持管理調整課」において道路占用許可申請審査が行われているが、審査過程において、霊台橋案内版は以前から設置されていたが、占用申請がされておらず、占用許可事務システム上も登録されていないことが判明した。道路管理者として適切に管理する観点から同一地域振興局内でも道路占用許可申請を漏れなく行うべきである。			
41	国 - 5 他-①	占用者に送付している提出書類の様式 道路占用期間満了の更新手続きを実施するに際して、送付している様式が旧版となっており、様式変更の事実が周知されていない。提出書類の様式が変更された場合、適宜・適切に最新版へ更新することが必要であるため、周知徹底される体制づくりをすべきである。	○		109
42	国 - 5 他-②	熊本県ホームページにアップロードされている様式について 道路占用許可申請（協議）書の最新版は、熊本県道路占用規則を検索エンジンで検索すると、当該添付資料に掲載されているものの、熊本県ホームページには旧版の様式がアップロードされている。そのため、ホームページを利用して、様式をダウンロードし提出した場合、旧様式での提出となる。熊本県ホームページにアップロードされている様式について、常に最新版がダウンロードできる仕組みが望まれる。		○	109
Ⅶ. 監査の結果及び意見の各論（熊本県道路公社について）					
43	公社 1	回収した回数通行券に係る現物確認の必要性 回数通行券（以下、回数券）を収受した場合において、公社は、受託会社より、日々収受した回数券の種別及び枚数を取りまとめて日報などによる		○	110

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
		報告を受けているものの、実際に回収された回数券の現物は委託先にて保管され、公社では、回収した回数券の現物について、後日1年分をまとめて回収するのみである。したがって受託会社からの報告内容と現物との一致確認は実施していない状況である。『料金徴収業務処理要領』において、収受した回数券についても、内容の報告だけでなく、現物を適時に公社に提出する旨を規定し運用していくことが望ましい。			
44	公社2	未使用回数券の定期的な実査の必要性 販売箇所における回数券綴の販売数や残高について、各委託先から管理簿による月次の報告を受けているものの、実際に公社による残高の現物確認は、委託先が変更となった際の在庫払い戻し時のみしか実施しておらず、委託期間中の管理は委託先に一任している状況である。『回数通行券取扱要領』において、公社自らが、定期的に回数券綴の実査を行う旨を規定し、運用していくことが望ましい。		○	112
45	公社3	ETCX の利用及びばってん特割の登録促進に向けた普及活動の必要性 運用開始から1年以上経過した令和6年5月時点においても、松島有料道路におけるETCXの利用率は6.2%と、回数券の利用率と比較しても3分の1程度の水準にとどまっている状況である。なお、熊本県内のETCX 会員登録者のうち、「ばってん特割」の登録者は令和6年5月末時点で69.1%となっているが、ETCX の対応施設が九州では松島有料道路のみであることを鑑みると、利用者への当該割引制度の周知が十分であるとはいえない状況である。公社としても、これまで以上にETCX を周知できるような広告宣伝活動を積極的に実施するこ		○	114

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
		とに加え、公社のみならず熊本県と連携して、ETCX 利用率が低水準にとどまっている事実についての原因分析を精緻に行い、想定される原因への対応策を講じるような体制を構築していくことが望ましい。			
46	公社 4	会計規程取扱細則の不備について 資産の償却に関する定めが抜け落ちてしまっていると考えられる。また、退職手当引当金に関する目次も欠落しているものと思われる。規程を見直し、目次とも照らし合わせ、過不足ない規程の作成を心掛ける必要がある。	○		118
47	公社 5	減価償却の開始月について 減価償却費は、資産取得の月から開始することとされているが、有形固定資産明細表を確認したところ、令和 6 年 3 月 31 日に取得し、翌日 4 月 1 日から事業供用開始された複合機については、減価償却費が計上されていなかった。一般的な企業会計では、事業供用開始日より減価償却するが、あくまで熊本県道路公社の「会計規程」にはそのような定めがないため、「会計規程」とは異なる処理になっているといえる。今後もこのような事業供用開始日からの減価償却費の計上をするのであれば、「会計規程」の変更が必要である。	○		119
48	公社 6	減価償却の端数処理について 有形固定資産明細表を確認したところ、令和 6 年 1 月 17 日に取得した、普通車特種（パトロール車）マツダ C X-5 があり、減価償却費は 297,844 円とされていたが、再計算したところ、297,844 円 50 銭であったため、1 円に切り上げる必要あり、297,845 円とすべきであった。結果、「会計規程取扱細則」とは異なる処理となっている。今後もこ	○		120

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
		の端数処理（円未満切捨て）をするのであれば、 「会計規程取扱細則」の変更が必要である。			
49	公社 7	固定資産の耐用年数の誤りについて 有形固定資産明細表と大蔵省令に定める耐用年数 を突合したところ、不一致の物が複数あった。耐 用年数の選択においては、専門的な判断が必要と される場合もあるため、専門家の判断を仰ぐなり、 複数人で確認すべきと考えられる。	○		121
50	公社 8	固定資産台帳の欠如について 有形固定資産明細表を確認したところ、令和 5 年 3 月 1 日に取得した、多目的 ETC 利用システム 236,650,119 円があるが、これについて固定資産 台帳の作成がなされていなかった。結果、「会計規 程取扱細則」とは異なる処理となっている。「会計 規程取扱細則」に従い、速やかに作成する必要が ある。所有する固定資産の中でも、突出して大き い金額であるため、その重要性も高い。有形固定 資産明細表と固定資産台帳の定期的な整合性の確 認が必要である。	○		122
51	公社 9	準備品台帳の欠如について 総勘定元帳を確認したところ、令和 5 年 6 月 21 日 の支出に通行規制図データ作成 71,500 円があっ たが、準備品台帳の作成はされていなかった。内 容としては、画像データを作成してもらい、CD-ROM にて成果物の提出がなされたものであった。デー タそのものは形が無いものの、CD-ROM に納められ ており、物理的な管理が可能で、かつ比較的長期 間の使用に耐えられ、金額的にも 1 万円以上であ ることから、準備品に該当すると考えられる。そ のため、準備品台帳に記載すべきであり、結果、 「会計規程取扱細則」とは異なる処理となってい	○		122

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
		る。「会計規程取扱細則」に従い、速やかに作成する必要がある。当該事案のように一見すると形の無いものについては、準備品の定義に照らし合わせ、準備品に該当するか否か、特に留意して検討すべきと考えられる。			
52	公社 10	電話設備設置工事の経理処理について 総勘定元帳を確認したところ、松島道路管理費として令和6年3月28日に、公社執務室電話設備設置工事880,000円が費用計上されていた。内容としては、電話主装置及び電話機6台を含む、いわゆる電話設備一式の新規購入であった。20万円以上の支出が伴うものは、固定資産に該当する可能性があるため、その実態に応じて、「会計規程取扱細則」に照らし、判断する必要がある。	○		124

また、上記、個別の指摘事項・意見とは別に、統括意見として以下の2件を記載している。

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
Ⅷ. 統括意見					
1	-	1. 固定資産台帳への登録単位について 本来、資本的支出に該当するか否かは、工事内容ごとに判断すべきであるが、現状ではさらに大きい単位である事業箇所ごとでしか判断していないため、耐用年数の適用や資産計上の要否に関する判断が不正確になっている。固定資産台帳整備（土木部インフラ資産）方針が制定された当時は、熊本地震からの復旧工事が多発した時期でもあり、やむを得ず資産計上の判断をより上位の階層で行う方針をとったものと考えられるが、今回指摘した内容を将来に向かって改善するためにも、以下の点を検討することが望まれる。 ①工事単位で現場担当者が資産計上要否、及び資		○	125

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
Ⅷ. 統括意見					
		産種類の指定ができるように工事進行管理システムを改修すること ②各振興局などの現場にて、資産登録が正確に行えるようなマニュアルを整備すること ③マニュアルや、過去の登録事例をもとにした研修を継続的に実施し、現場担当者の作業精度の向上を図ること			
2	-	2. 過年度の監査結果における指摘事項に対する改善状況について 令和4年度包括外部監査において、以下の指摘がなされ、改善措置が提示されている。 指摘内容：本件工事はコンクリート造であるダム本体部分に係る工事ではなく、内部の電気通信設備工事であり、実際に15年程度で老朽化して更新を行っている実態を鑑みると、耐用年数は『耐用年数分類表』の「電気設備/その他もの」15年などを参考に、実際の使用可能年数を見積もって決定することが妥当であるが、本件では別途資産登録されているダム本体の耐用年数に合わせて80年が採用されており、明らかに実態の使用可能期間と乖離した耐用年数となっている。固定資産台帳への登録元データが作成される「工事進行管理システム」について、同一事業箇所においても個別の工事ごとに耐用年数を設定できるような対応の検討、あるいは「進行管理システム」から出力された固定資産データについて、「公会計システム」に取り込む前に所管課にてデータの確認・修正を行う必要がある。 改善措置：令和5年（2023年）3月9日付け財第194号で公会計制度改革プロジェクトチームリーダー（財政課長）より令和4年度包括外部監査における指摘事項等の対応について依頼	○		128

通し 番号	調書 No.	指摘事項・意見の表題一覧	指摘 事項	意見	頁数
Ⅷ. 統括意見					
		があった際に、県土木部で管理する全てのダムについて、ダム本体の耐用年数 80 年として一括で登録せず、ダム管理用制御処理設備や放流設備など施設に分類して、耐用年数分類表を参考に耐用年数を設定し、修正した。また、固定資産台帳への登録元データが作成されている「工事進行管理システム」について、工種ごとに耐用年数をシステムで管理できるか主管課と調整を行った。なお、システム改修等を行うまでの期間は「公会計システム」に取り込む前の段階で個別にチェックを行い、必要に応じて修正を行っていく。 上記改善措置において、「公会計システム」に取り込む前の段階で個別にチェックを行い、必要に応じて修正を行っていく」とされているが、同じ土木部の道路工事について、今回も同様の指摘がなされている。過年度の監査結果に対する改善措置につき、対応した部署のみでの対応にとどまっており、同様の問題が生じる可能性のある他部署への情報共有及び改善策の周知徹底が不足している。インフラ整備及びこれに伴う固定資産の管理については、1 件の指摘に対して所管部署のみでの問題ととらえず、関連部署全体もしくは全庁的な協力のもと取り組むべき課題である。システムの改善なども伴うため、今後相当の準備期間を要すると考えられるが、引き続き改善を求める。			